

貝塚市公民連携 ガイドライン



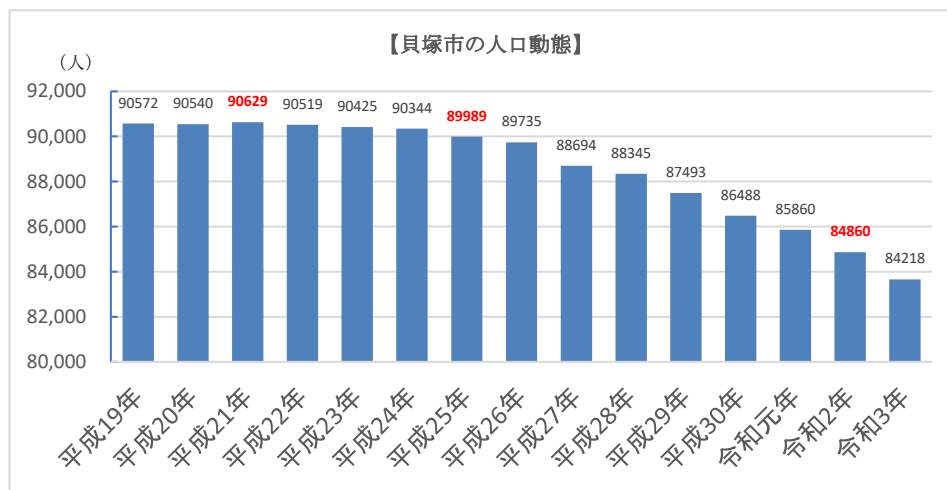
令和5年4月
貝塚市公民連携デスク
(産業戦略課)

目次

1. はじめに	．．．．	2
2. 公民連携の目的	．．．．	3
3. 公民戦略連携デスクの役割	．．．．	3
4. 公民連携のプロセス	．．．．	4
5. 連携できない企業、大学等及び事業内容	．．．．	7

1. はじめに

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに、平成 23 年（2011 年）以降は一貫して減少しています。特に地方都市では、街なかの空洞化や山間部の過疎化が進んでいます。貝塚市の人口動態は、平成 21 年（2009 年）にピークを迎え、以後、減少に転じており、平成 25 年（2014 年）には 90,000 人を下回り、令和 2 年（2020 年）には 85,000 人をも下回っています。こうした人口減少や少子高齢化などを背景として、今や行政だけでさまざまな社会課題を解決できる時代ではなくなっており、企業・大学・市民団体等との幅広い連携やネットワークによって社会を支えていくことが不可欠になっています。



貝塚市では、平成 20 年（2008 年）12 月に策定した「貝塚市市民公益活動促進に関する指針」に基づき、市民・ボランティア・市民公益活動団体・地域組織・企業等とパートナーシップを構築し、それぞれの特徴を活かしながら、市民との協働により地域課題の解決に取り組んできました。また、平成 28 年（2017 年）に策定した第 5 次貝塚市総合計画の推進方を「市民とともに 紡ぐ まちづくり」とし、企業・大学・市民団体等との連携によるまちづくりを推進しております。

近年、社会貢献活動（CSR：Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）や、社会的価値と経済的価値を同時に創造する活動（CSV：Creating Shared Value：共通価値の創造）に取り組む企業等が増えています。貝塚市においても、企業や大学等と包括連携協定や事業連携協定を締結し、公民連携に取り組んできました。

今後ますます、企業や大学等の提案やアイデア、ノウハウ等を活用し、地域課題や社会課題の解決、市民サービスの向上、地域活性化を図るため、このたび「貝塚市公民連携デスク」を設置します。

貝塚市の公民連携を進めるにあたっての基本的な考え方やルール、公民連携デスクの役割等を整理するため、本ガイドラインを策定します。貝塚市は、本ガイドラインに基づき、積極的かつ円滑に公民連携を推進します。

2. 公民連携の目的

貝塚市では、市民サービスの向上、地域課題の解決、地域の活性化を主な目的として、公民連携を推進します。

(1) 市民サービスの向上

企業、市民団体等のノウハウ、アイデア、技術等を活用し、より良い市民サービスの提供をめざします。

(2) 地域課題の解決

行政だけでは解決が困難な地域の課題を、企業、市民団体等と連携して解決することをめざします。

(3) 地域の活性化

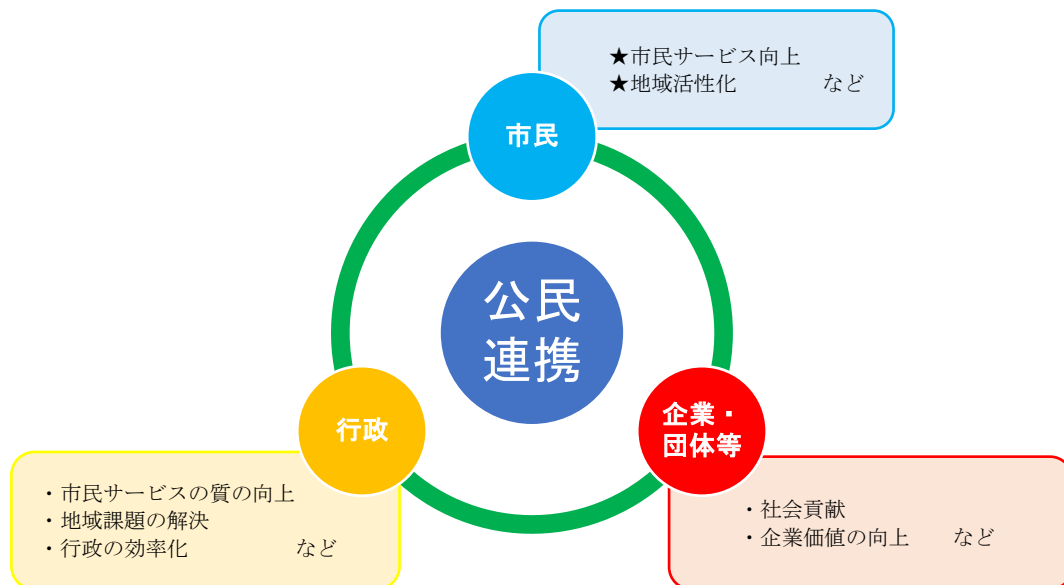
企業、市民団体等と連携事業を実施することで、「まちの活気」が広がっていくよう地域の活性化をめざします。

3. 公民連携デスクの役割

(1) 貝塚市がめざす公民連携

企業等には、民間ならではのノウハウ、アイデア、技術等、多様な資源があります。貝塚市は、基礎自治体として地域とのつながりがあり、また公共性、信頼性をもっており、大阪府や他の基礎自治体と連携することも可能です。

それぞれの「長所」や「強み」をつなげることで、相互にメリットのある「新たなパートナーシップ」の構築をめざします。



(2) 公民連携デスクの対象範囲

公民連携デスクでは、企業等の社会貢献活動やCSVとの連携といった「新たなパートナーシップ」を対象範囲とします。

公民連携の取組につながらない単なる営業については、御遠慮いただきます。

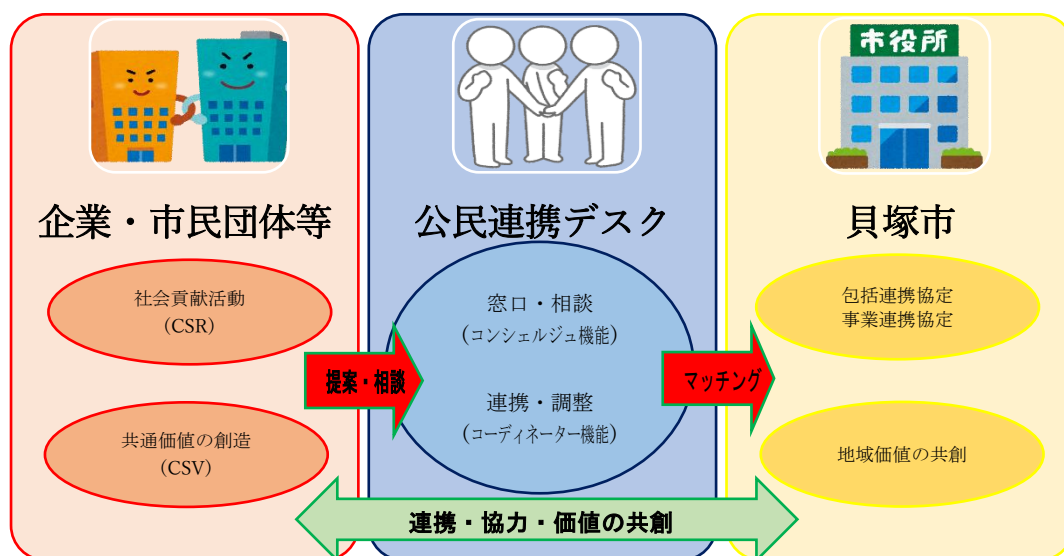
(3) 公民連携デスクの役割

①窓口・相談機能（コンシェルジュ機能）

企業、市民団体等から連携に関する提案や相談をお聞きします。提案や相談内容については、十分に聞き取り、連携の実現に向けて調整を進めます。また、貝塚市からも企業、市民団体等に連携事業をアプローチします。

②連携・調整機能（コーディネーター機能）

窓口でお聞きしました連携提案について、連携実現できるよう検討し、庁内各部署と調整します。庁内各部署が抱える課題を聞き取り、それら課題解決につながる提案やアイデア等を企業、市民団体等から募集します。



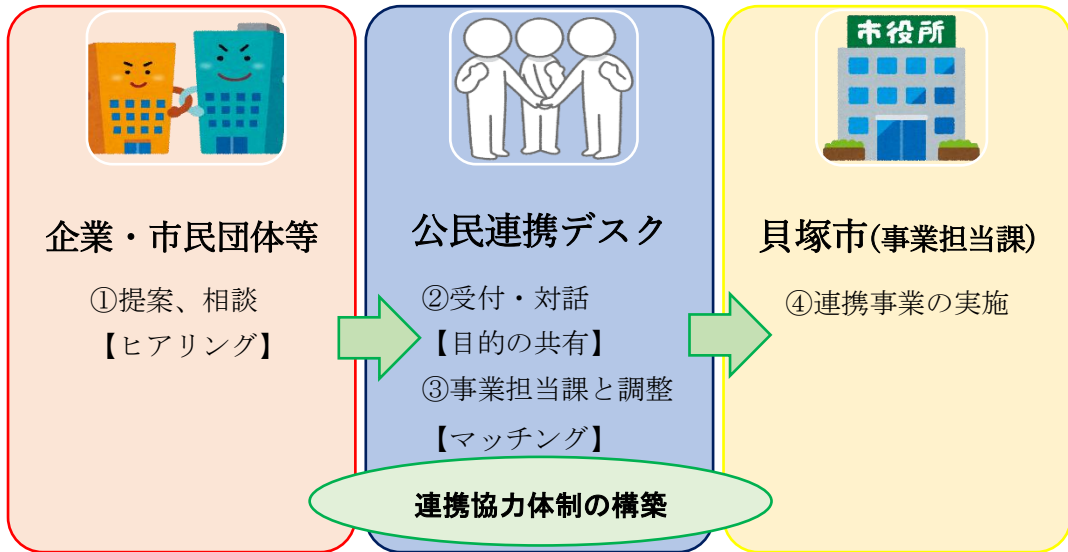
4. 公民連携のプロセス

(1) 公民連携の原則

- ・ 企業、市民団体等との対話を重視し、相互理解により目的を共有し、対等で互いにメリットのあるパートナーシップを構築します。
- ・ 様々な企業、市民団体等が提案できるよう開かれた窓口として公平性、透明性を確保します。
- ・ 実現した連携事業は広く情報を発信します。ただし、検討段階での独自のアイデアについては保護します。
- ・ 市の財政負担を伴わない連携事業内容を、企業、市民団体等との対話によって検討、推進します。

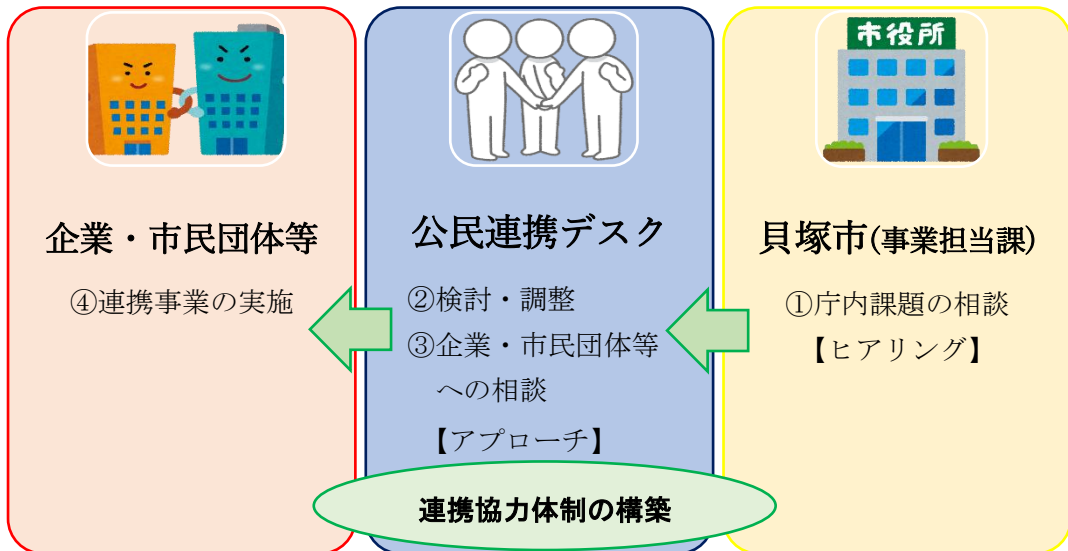
(2) 公民連携の進め方

企業・市民団体等からの提案による公民連携の進め方の例



- ① 公民連携デスクで企業・市民団体等から連携に関する提案や相談を受け付けます。
- ② 公民連携デスクでは、企業・市民団体等と対話し、提案や相談内容を十分に聞き取り、目的の共有に努めます。
- ③ 公民連携デスクにて、連携の手法を検討し、庁内各部署（事業担当課）と調整します。
- ④ 必要に応じて包括連携協定や事業連携協定を締結し、連携事業を実施します。

庁内各部署の課題解決のための公民連携の進め方の例



- ① 公民連携デスクで、庁内各部署（事業担当課）が抱える課題等について相談を受け付けます。
- ② 公民連携デスクにて、連携の手法又は締結している協定を活用できるか検討します。
- ③ 公民連携デスクから、企業・市民団体等に連携事業をアプローチ、募集します。
- ④ 必要に応じて包括連携協定や事業連携協定を締結し、連携事業を実施します。

(3) 公民連携の手法

公民連携デスクが庁内各部署（事業担当課）と調整し、連携事業の実現に向けた取組を推進します。連携事業の実施にあたっては、連携分野の幅広さや事業内容により、包括連携協定、事業連携協定を締結し、進めていきます。

【包括連携協定】

幅広い分野における連携を継続して実施することを目的とした協定。
主に公民連携デスクで対応します。

【事業連携協定】

個別分野での連携事業を実施することを目的とした協定。
公民連携デスクで調整のうえ、主に庁内各部署（事業担当課）で対応します。

【個別の連携事業】

協定によらない、個別・単独での連携事業。
公民連携デスクで調整のうえ、主に庁内各部署（事業担当課）で対応します。
管轄する部署がない場合、公民連携デスクで対応します。

5. 連携できない企業、市民団体等及び事業内容等

公民連携協定を締結する又は公民連携事業を行う企業、市民団体等には、下記のいずれにも該当しないことを求めます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられている者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (6) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (7) 貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく指名停止の措置期間中にある者

また、公民連携を行う事業や提案内容が、下記のいずれにも該当しないことを求めます。

- (1) 企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 特定の政党・宗教・団体等を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (4) 人権を侵害するもの又はこれに類するもの
- (5) 非科学的なもの又はこれに類するもので市民に著しく不安を与える恐れのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (7) その他公民連携事業としてふさわしくないもの

○貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 25 日条例第 35 号）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。
- （4）有資格者等 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。

○貝塚市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年 6 月 25 日規則第 18 号）

（暴力団密接関係者）

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2）暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3）前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5）事業者で次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する場合のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- （6）前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として条例第 2 条第 4 号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

貝塚市公民連携デスク

住所 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

TEL 072-433-7193

Mail sangyo@city.kaizuka.lg.jp